

香川県条例第58号

香川県河川占用料等に関する条例の一部を改正する条例

香川県河川占用料等に関する条例（平成12年香川県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第1条 河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、<u>法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料を徴収する。</u></p>	<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第1条 河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、<u>法第23条から第25条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料を徴収する。</u></p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。